

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による工事監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和3年3月11日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事監査

2 監査の期間 令和2年11月14日から令和3年2月25日まで

3 監査の対象

（仮称）栃木市文化芸術館建築工事

4 監査の主な着眼点

（1）計画

- ・上位計画との整合性があるか。
- ・事業決定の手続きは適正に行われているか。

（2）設計

- ・事業目的及び法令等に適合しているか。

- ・仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

(3) 積算

- ・積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

- ・歩掛、単価は適正か。また、数量、金額は正確であり、その算出根拠は明確か。

(4) 契約

- ・契約の方法及び手続は適正に行われているか。

(5) 施工

- ・工事施工に関する事務手続きは適正に行われているか。また、施工計画は適切か。

- ・設計図書どおり施工されているか。また、法令等を遵守しているか。

- ・工程管理及び安全管理は適切か。

5 監査の実施内容

対象工事における計画、設計、積算、契約、施工等各段階において専門的な検証を実施するため、調査及び報告の業務委託契約を行った。

令和3年1月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により、当初予定していた技術士による現地確認及び対面による質疑応答を中止し、次のとおり書類による審査とし、その報告を受ける方法により実施した。

また、所管課による工事現場案内及び説明の機会を設けた。

(1) 書類による審査

対象工事における計画、設計、積算、契約、施工等各段階における資料及び関連書類を選任された技術士あてに提出した。その

後、技術士から送付された質問書に対し、回答書を提出した。

(2) 報告書の受理

技術士が回答書に基づき調査結果と所見をまとめた報告書を作成し、その報告を受けた。

(3) 工事現場案内及び説明

収蔵庫や展示室の他、トラックヤード、資材庫、回廊・共有スペース、鉄骨柱等について関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

(1) 総括

1 から 5 に記載したとおり工事監査を実施した限りにおいて、計画、設計、積算、契約、施工等は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は見られなかった。

(4) 要望

技術士の所見によると、特殊な形状をもつ屋根であることから生じる防水上のリスクに関して将来的に危惧される事項の指摘があり、定期的な点検と清掃の励行によりリスクを回避する方策をとるよう提言があった。

工事が完了し所管課に引き渡した後は、いかに経費を抑制しつつ最良な状態で施設を維持していくのが主眼となるため、ぜひとも技術士からの調査報告における提言事項等を活かす形で、経済的、効率的な施設運営がなされることを望むものである。

また、開館後は企画展示等により、施設のコンセプトを市民に十分理解いただくとともに、郷土が生んだ素晴らしい芸術家を紹

介することで郷土愛を深め、栃木市を語る時に欠かすことができないような、市民から愛される施設に育っていくことを、大いに期待するものである。